

令和8年3月2日

袋井市長 大場規之 様

袋井市国民健康保険運営協議会
会長 寺田 整



答 申 書

令和8年2月3日付け袋保国第134号袋井市国民健康保険事業の運営に係る諮問書について、袋井市国民健康保険運営協議会規則（平成17年袋井市規則第87号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり答申します。

「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について

本案のとおり、適当と認め同意する。

「子ども・子育て支援金制度」は、深刻化する少子化への対策として、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新たな仕組みである。

この制度に基づき、令和8年度から保険者（市）は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」と合わせて「子ども・子育て支援納付金分」を被保険者から徴収し、支援納付金として県を通して国へ納付することとされている。

本市においても、県から示される「子ども・子育て支援納付金」を確保するため、国民健康保険税の改正が必要となる。

国民健康保険税の改正の内容については、県が示した「子ども・子育て支援納付金」を確実に確保するため、賦課方式を県に準じ、2方式とし、応能・応益割合については、低所得世帯及び中間所得層世帯の負担を考慮し、以下の内容を妥当とする。

<令和8年度子ども・子育て支援納付金税率等>

	税率・税額		応能・応益割合	
所得割	0.27	%	55.05	%
均等割	1,800	円	44.95	%

また、国は、「子ども・子育て支援金制度」について、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に進めていくとしていることから、令和9年度以降の税率等については、当協議会において令和8年度に協議する。

「子ども・子育て支援金制度」については、子育て中やこれから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するものであり、また、支援金を充てる給付を直接受けない者にとっても社会保障制度を維持していくために重要な意義があるものとする。

令和8年度からの施行にあたり、被保険者に対し、丁寧な周知、広報等に努めていただきたい。